

高年齢者等職業安定対策 基本方針の一部改正案



厚生労働省発職雇 0330 第 3 号

労 働 政 策 審 議 会
会 長 樋 口 美 雄 殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 6 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、別紙「高年齢者等職業安定対策基本方針の一部改正案」について、貴会の意見を求める。

平成 30 年 3 月 30 日

厚生労働大臣 加藤 勝信



○厚生労働省告示第 号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
はじめに 1 (略) 2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から<u>平成30年度まで</u> <u>の6年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の法 改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況 や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度 、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必 要な場合は改正を行うものとする。	はじめに 1 (略) 2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から<u>平成29年度まで</u> <u>の5年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の法 改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況 や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度 、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必 要な場合は改正を行うものとする。